

農業女子プロジェクト 規約

平成 25 年 11 月 6 日

一部改正 平成 25 年 12 月 25 日

一部改正 平成 26 年 10 月 22 日

一部改正 平成 27 年 10 月 27 日

一部改正 平成 28 年 11 月 4 日

一部改正 平成 30 年 11 月 16 日

一部改正 令和 2 年 11 月 25 日

一部改正 令和 5 年 11 月 24 日

一部改正 令和 6 年 12 月 6 日

(名称)

第 1 条 このプロジェクトは、「農業女子プロジェクト」と称する。

(目的)

第 2 条 本プロジェクトは、女性農業者と企業・教育機関と連携した様々な取組により、農業で活躍する女性の姿を社会全体に広く発信し、女性農業者の存在感を高め、併せて職業として農業を選択する若手女性の増加に資することを目的とする。

(実施内容)

第 3 条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

(1) 農林水産省経営局就農・女性課（以下「事務局」という。）は、本プロジェクトに参加する女性農業者（以下「農業女子メンバー」という。）と、農業女子メンバーとのコラボレーションに取り組む意向を持ち本プロジェクトに参画する企業及び団体（以下「パートナー」という。）、大学や高校等の教育機関並びに教育機関の部活動及びサークル等（以下「はぐくみ隊」という。）とを引き合わせ、第 8 条の個別プロジェクトの創出・実行や、第 9 条の「チーム“はぐくみ”」の取組を支援する。

(2) 本プロジェクトを通じた農業女子メンバーと、パートナー及びはぐくみ隊（以下これらを総称して「パートナーズ」という。）の活動に関し、事務局、農業女子メンバー及びパートナーズはそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。

(3) 事務局は、農業女子メンバーによる地域でのグループ活動や勉強会（農業女子ラボ）等の自主的な活動及び各グループ間のネットワーク作りの取組を支援するとともに、就農に向けて農業大学校や研修機関で研修中の女性（以下「農業女子プレメンバー」という。）に対し、勉強会への参加や農業女子メンバーとの交流等を支援する。

(事業期区分)

第 4 条 本プロジェクトの事業期区分は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

(農業女子プロジェクトメンバー)

第 5 条 事務局は、別に定める「農業女子プロジェクトメンバー募集要領」に基づき、農業女子プロジェクトメンバーの募集及び登録を行う。

2 農業女子プロジェクトメンバーは、農業女子メンバーと農業女子プレメンバーにより構成される。

(パートナーズの参画方法)

第6条 第2条の目的に賛同する企業及び団体、大学や高校等の教育機関並びに教育機関の部活動及びサークル等は、第3条の実施内容を踏まえ、参画時に自らが実施しようとする活動(以下「個別プロジェクト」という。)について、様式1(パートナー・はぐくみ隊共通)農業女子プロジェクト基本計画書(以下「基本計画書」という。)を作成し、事務局に提出する。

- 2 基本計画書には、企画内容、実施体制及び達成イメージを記載することとする。
- 3 事務局は、基本計画書の内容が適切なものと判断される場合には、パートナーズとして登録する。
- 4 パートナーズは、基本計画書に記載した内容に変更が生じる場合は、事前に事務局と調整の上、基本計画書を変更し、事務局に提出する。
- 5 パートナーズは、毎年9月末日までに直近の事業期における取組実績を様式2(パートナー・はぐくみ隊共通)農業女子プロジェクト取組実績報告書(以下「実績報告書」という。)により事務局に報告するものとする。

(パートナーズの登録取消)

第7条 次に掲げる場合には、事務局はパートナーズの登録を取り消すことができる。

- (1) 本規約に反する行為をしたとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する又は反するおそれがある行為をしたとき。
- (3) 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者に損害又は不利益を与える行為をしたとき。
- (4) 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき。
- (5) 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為をしたとき。
- (6) 正当な理由なく実績報告書の提出がないとき。
- (7) パートナーズから登録取消の申し出があったとき。
- (8) その他、事務局において必要と認めたとき。

(個別プロジェクト)

第8条 パートナーズは、基本計画書に基づき、個別プロジェクトを実施する。

- 2 個別プロジェクトはパートナーズと農業女子メンバーで実施する。なお、同業種の企業又は団体が個別プロジェクトを実施する場合には、実施の時期、地域(設定する場合)及び参加する農業女子メンバーが重複しないよう事務局と調整の上、実施する。
- 3 個別プロジェクトの実施に当たり、打合せ等を行う際に発生する交通費、宿泊費については、原則としてパートナーズが負担する。ただし、当該個別プロジェクトに、農業女子メンバーに金銭的利益が生じる商品等の販売の取組や、農業女子メンバーの自己の能力の向上に資する研修等の取組が含まれる場合は、当該取組への参画に必要な費用については農業女子メンバーが負担する。

- 4 個別プロジェクトの実施に当たり、以下の事項については、パートナーズと農業女子メンバーとの間で個別に取り決めるものとする。
 - (1) 個別プロジェクトの実施方法
 - (2) 知的財産権の取扱いに係る事項
 - (3) 緊急時の対応に係る事項
 - (4) その他必要な事項（費用の支払いに係る事項等）
- 5 個別プロジェクトにおいて開発された商品・サービス等から生じた利益については、当該個別プロジェクトを実施するパートナーズに帰属する。
- 6 農業女子メンバーの個別プロジェクトへの参画は、農業女子メンバーの希望及びパートナーズの要望を考慮した上で、パートナーズと事務局が調整の上、決定する。なお、パートナーから要望がある場合には、農業女子プレメンバーも個別プロジェクトに参加することができる。この場合において、第2項から第4項まで及び第7項の規定のうち「農業女子メンバー」を「農業女子プロジェクトメンバー」と読み替える。
- 7 個別プロジェクトの中で生じた紛争については、パートナーズと各農業女子メンバーとの間で解決することを原則とし、事務局は当該紛争に係る責任を負わない。

（未来の農業女子育成 チーム “はぐくみ”）

第9条 本プロジェクトにおいて、農業女子メンバー、はぐくみ隊と事務局で組織する「チーム “はぐくみ”」により、未来の農業女子の育成に取り組むものとする。

- 2 前項の取組の実施に必要な事項については、別に定める「未来の農業女子育成 チーム “はぐくみ” 実施要領」に基づくものとする。

（ロゴマーク）

第10条 本プロジェクトの認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、ロゴマークを設ける。

- 2 農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズは、第2条の目的を達するため、別に定める「「農業女子プロジェクト」ロゴマーク利用に関する規程」に従い、関連商品への添付やイベントにおける掲示等、情報発信時において積極的に使用する。

（推進会議）

第11条 本プロジェクトに推進会議を置く。

- 2 推進会議の構成員は、農業女子メンバー、パートナーズ及び事務局とする。
- 3 本プロジェクトの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、農業女子プレメンバー、サポーターズ及び学識経験者等の参加を求めることができる。
- 4 推進会議は、原則として1事業期に1回以上開催することとし、次の事項を取り扱う。
 - (1) 本プロジェクトの推進に係る情報交換
 - (2) 第8条の個別プロジェクト及び第9条の「チーム “はぐくみ”」の活動状況等に係る情報交換
 - (3) 本プロジェクトに係る活動方針等についての合意形成
 - (4) その他
- 5 推進会議の開催に要する費用は農林水産省が負担する。また、推進会議に出席するための旅

費は、農業女子プロジェクトメンバーについては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に基づき農林水産省が支給することができる。パートナーズからの出席者の旅費については、当該パートナーズが負担する。

6 推進会議の庶務は、事務局が行う。

（サポーターズ）

第 12 条 事務局は、本プロジェクトの応援等を行う意思を有する個人又は団体を農業女子サポーターズとして位置付け、本プロジェクトの推進への協力を求めることができる。

2 農業女子サポーターズの活動内容等については、別に定める「農業女子プロジェクトサポーターズ運営要領」に基づくものとする。

（名簿の公表）

第 13 条 本プロジェクトのホームページに、農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズの名簿を公表する。

（協力名義使用）

第 14 条 農業女子プロジェクトの協力名義の使用については、農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ以外でも使用可能とするが、農業女子プロジェクトの活動推進に寄与するものと事務局が判断した場合に限る。

2 協力名義の使用を希望するすべての者は、所定の用紙を用いて事前に事務局へ提出することとする。

3 農林水産省の後援等名義と農業女子プロジェクトの協力名義の併記は不可とする。

（機密保持）

第 15 条 本プロジェクトの実施に当たり、個別プロジェクトに参画する構成員間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

（個人情報の取扱）

第 16 条 事務局が入手した農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズの個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）に基づき適切に管理する。事務局の業務に関係する地方出先機関である地方農政局等の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とする。

2 事務局は農業女子プロジェクトメンバーの了承を得た上で、パートナーズ、サポーターズ及び第三者に農業女子プロジェクトメンバーの個人情報を提供する。

3 事務局から個人情報の提供を受けたパートナーズ、サポーターズ及び第三者は、第 8 条の個別プロジェクトや第 9 条の「チーム“はぐくみ”」の活動等の実施に当たり、農業女子の了承を得ずに、本件目的以外の使用、第三者への開示・漏洩をしてはならない。

4 パートナーズ及びサポーターズは、個別プロジェクトや「チーム“はぐくみ”」の活動等が終了した場合の他、事務局から指示がある場合、個人情報を適切に廃棄する。

5 個人情報について漏洩等が発生した場合は、パートナーズ、サポーターズ及び第三者は直ち

に事務局に通知し、原因究明を図るとともに、対応策を講ずるものとする。

(規約の改正)

第 17 条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、推進会議等の場を通じて農業女子プロジェクトメンバー、パートナーズ及びサポーターズに報告するものとする。

附 則

本規約は平成 25 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 26 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 27 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、令和 5 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。